当初作成日：令和　0．00．00．
更　新　日：令和　0．00．00．
更　新　日：令和　0．00．00．

# 経営継承計画シート（1）

子・親族等記入例

経営者　熊本 太郎　　年齢 60

## 計画2　経営の現状確認

●有形資産

| 農地 | 施設 |
|---|---|
| 畑 0.5ha<br>田 1.0ha | ハウス 5,000㎡<br>農業倉庫 500㎡ |
| 家畜 | その他 |
| | |

| 農業機械 | | |
|---|---|---|
| | 車両 2台 | トラクター 1台 |
| | 運搬車 1台 | 管理機 1台 |
| | 畝立機 1台 | フォークリフト 1台 |

●無形資産

| | |
|---|---|
| 経営理念 | 自然に感謝し、<br>地域に貢献できる農業を行う。 |
| 権限 | 経営権、代表権、資産名義 |
| 技術 | 高品質栽培に向けた養水分管理 |
| 販売先 | 直売所、契約、JA |

## 計画3　後継者の選定、育成

□未定

☑後継者あり（子、親族等）
年齢：30　　関係：息子（熊本 耕太）

□後継者あり（第三者）
年齢：　　関係：

●後継者（候補）と継承について話合いを行っているか。
行っている ・ 行っていない

●後継者が同意しているか
同意している ・ 同意していない

**後継者の育成方針**
後継者候補の息子は就農しており継承に関する話し合いを行っている。技術については理解が深まってきているため今後は経営についても任せていきたい。

## 計画1　経営の方向性と継承の方向の確認

事業の方向性（経営ビジョン）≫ 5年後の法人化、8年後の経営移譲を目標とする。あわせて規模拡大を目指す。

**事業計画**

| 項目 | 現在 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 2,000万円 | → | → | → | → | 3,000万円 | → | → | → | → | 6,000万円 |
| 所得 | 700万円 | → | → | → | → | 1,100万円 | → | → | → | → | 1,500万円 |
| 営業規模 | トマト0.5ha<br>メロン0.5ha<br>水稲1ha | | | | | トマト0.7ha<br>メロン0.7ha<br>水稲1ha | | | | | トマト1.5ha<br>メロン1.5ha<br>水稲1ha |
| イベント<br>その他 | 家族会議 | | | | | 法人化 | | 常時雇用<br>従業員<br>採用 | | | 太郎夫婦<br>繁忙期の<br>手伝い<br>のみへ |

**移譲者（現経営者）**

| 項目 | 60 歳 | 61 歳 | 62 歳 | 63 歳 | 64 歳 | 65 歳 | 66 歳 | 67 歳 | 68 歳 | 69 歳 | 70 歳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 立場 | 技術指導 | 契約事項等<br>引継ぎ → | → | → | 税務指導 → | 販売名義、<br>確定申告名義変更<br>年金受給開始 → | → | 法人代表<br>交代 | | | 繁忙期の<br>手伝い<br>のみへ |

**継承者（後継者あり 耕太 ・不在（第三者等））**

| 年齢 | 30 歳 | 31 歳 | 32 歳 | 33 歳 | 34 歳 | 35 歳 | 36 歳 | 37 歳 | 38 歳 | 39 歳 | 40 歳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 後継者の選定、育成 | | | | | | | | | | | |
| 業務内容 | 作業全般 | | | 生産計画を<br>耕太が<br>主体となり<br>作成する | 確定申告書を<br>耕太が<br>主体となり<br>作成する | 法人化 | 代表取締役社長:太郎<br>副社長:耕太 → | | 代表取締役社長:耕太<br>取締役:太郎 | | |
| 有形資産継承（賃借、使用賃借、売買） | | | | | | 法人へ<br>農地の貸借、<br>機械・施設の<br>使用貸借 | | 法人へ<br>農業機械の<br>売買 | 法人へ<br>施設の売買 | | |
| 無形資産継承 | | 生産部会、<br>地域の会合、<br>契約先<br>打合せへ<br>同席開始 | 生産計画<br>作成方法<br>指導 | | 契約先<br>打合せの<br>主体を<br>耕太へ変更 | 金融機関<br>等へ<br>経営移譲<br>の相談 | 部会、契約先、<br>金融機関<br>等へ法人化<br>挨拶同席 | | 部会、契約先、<br>金融機関<br>等へ経営<br>移譲挨拶 | | |

**関係者**

| 周知理解状況 | | |
|---|---|---|
| 父<br>母<br>次男<br>長女 | 家族会議を行い、耕太を後継者として教育していくことを伝える。 | 財産分与について話し合いを行う。 |

経営継承計画シートの様式は熊本県農業経営・就農支援センターホームページの「経営継承リスト」内に添付しています。

## 計画4　事業及び経営継承に関する資金調達

| | |
|---|---|
| 目的 | ハウス増設 |
| 金額 | 2,000万円 |
| 資金調達先 | 日本政策金融公庫 |
| 借入者 | 新法人 |
| 返済方法 | 10年 |

## 計画5　税務対策について

相続税納税猶予制度

相続時精算課税制度

農地等の生前一括贈与を受ける場合の贈与税の納税猶予制度

消費税免除（生前継承後2年間）

## 計画6　関係者への周知

| | |
|---|---|
| 親族 | 家族会議を行い<br>耕太を農業の後継者として<br>教育することを<br>両親、子ども達へ伝える。 |
| 地域 | 地域の会合に<br>耕太も出席し、地域との<br>関係を強化する。 |
| 取引先 | 打合せに同席し、<br>関係を構築する。<br>4年目を目途に<br>耕太が主体となる。 |
| 金融機関 | 耕太が後継者であることを早めに伝え、<br>融資等受けることができるようにする。 |
| その他 | 機械の売買は<br>簿価1円になってから行う。 |

経営継承に向けた各種手続き一覧

# （1）親族に経営継承する場合（農業後継者の子弟が既に就農し、生前に経営継承する場合）

| 期間等 | 項　目 | 内　容 | | 出し手 | 受け手 | 届出等 | 窓口等 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 経営移譲 | (1) 認定農業者 | (1) 計画認定申請 | | | ○ | 農業経営改善計画 | 市町村 | |
| 1か月以内 | (2) 事業の廃止・開始 | 事業の | 廃　止 | ○ | | 個人事業の廃止届<br>事業廃止届 | 税務署 | 親→子間の継承の場合でも必要 |
| | | | 開　始 | | ○ | 個人事業の開業届 | | |
| | (3) 従業員の労務 | ①労災保険 | 廃　止 | ○ | | 事業終了時<br>保険料申告 | 労働基準監督署 | 50日以内（従業員5人以上は加入義務※1）<br>R8.7.10法改正 |
| | | | 開　始 | | ○ | 保険関係成立 | | |
| | | ②雇用保険 | 廃　止 | ○ | | 事業所廃止 | ハローワーク | 10日以内（従業員5人以上は加入義務） |
| | | | 開　始 | | ○ | 運用事業所設置<br>資格取得 | | |
| | | ③社会保険 | 廃　止 | ○ | | 全喪、資格喪失 | 年金事務所 | 5日以内<br>（引き続き適用を受ける場合でも受け手による新たな手続きが必要） |
| | | | 開　始 | | ○ | 新規適用、資格取得 | | |
| 速やかに | (4) 農地等の権利移動と登記 | ①農地の権利移動 | | ○ | ○ | 農地法3条許可<br>農地中間管理事業 | 農業委員会<br>農業公社 | 農地の売買、賃貸は、農業委員会等に「申請」し、許可を得ることが必要 |
| | | ②所有権移転の場合<br>土地、建物の登記 | | ○ | ○ | 所有権移転登記 | 法務局 | 農地等の一部贈与、生前一括贈与をする場合 |
| | (5) 農業経営に関わる名義変更等 | ①JA | JAへの加入 | 1戸から複数名加入可※2 | | | JA | |
| | | | JA出資金の取扱い | ○ | ○ | 出資金持ち分の移譲、その他名義変更 | | |
| | | ②農業者年金 | 受　給 | ○ | | 受給手続き | JA<br>農業委員会 | 政策加入又は、通常加入かを窓口に確認 |
| | | | 加　入 | | ○ | 加入申し込み | | |
| | | ③農業共済、その他 | 共済名義変更 | ○ | | 名義変更届 | 各団体 | |
| | | | 農業共済組合加入 | | ○ | 共済加入申込 | | |
| | | | 補助金、助成金の名義変更 | ○ | ○ | 変更届（各補助金等の要綱による） | | |
| | | | 土地改良区等の名義変更 | ○ | ○ | | | |

| 期間等 | 項　目 | 内　容 | 出し手 | 受け手 | 届出等 | 窓口等 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3/15まで | (6) 所得税手続、所得税・消費税申告 | ①受け手の所得税関係手続 | | ○ | 青色申告承認、青色事業専従給与に関する届出 | 税務署 | 青色申告による申請をしようとする年の3/15まで※3 |
| | | ②出し手の所得税申告 | ○ | | 確定申告 | | 譲渡した日の属する年の翌年の3/15まで |
| 3月末まで | | ③出し手の消費税申告 | ○ | | 確定申告 | | 経営移譲日までに係る分を翌年の3/31まで |
| | (7) 交付金の申請 | 交付金の申請 | | ○ | 経営所得安定対策等 | 市町村等 | 各補助金の実績報告の日付を確認 |
| 翌年の3/15まで | (8) 受け手の所得税・贈与税申告 | 所得税申告 | | ○ | 確定申告 | 税務署 | 翌年の3/15まで |
| | | 贈与税の申告 | | ○ | 贈与税申告 | | 農地等の贈与で贈与税が課税される場合、2/1～3/15まで |
| | | 贈与税に関し、相続時精算課税や納税猶予制度を適用させようとする場合、税務署に相談。 | | | | | |
| 課税対象となったとき | (9) 消費税の手続・申告 | ①課税事業者の手続 | | ○ | 消費税課税事業者届出書 | 税務署 | 事由が生じた場合速やかに |
| | | | | ○ | 簡易課税制度選択届出書 | | 適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで |
| | | ②消費税申告 | | ○ | 確定申告 | | 消費税の課税事業者の場合3/31まで |
| | | 個人版事業承継税制 | ○ | | | 県商工労働部商工振興金融課 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定 |
| | | 相続による土地の権利取得 | | ○ | | 農業委員会 | 相続による土地取得の場合は、農業委員会に「届出」 |

資料：「事業承継の手引き（家族経営版、令和5年度版）」（全国農業協同組合中央会）を基に作成

※1：労働者数5人未満の個人経営においても、労災保険法の改正により2031年（令和13年）までに加入が義務化される。

※2：親子両方加入も可。また、親が脱会して子のみの加入も可。

※3：2か月以内の申請が必要になるのは、1/16以降に経営継承した場合

当初作成日：令和　0．00．00．
更　新　日：令和　0．00．00．
更　新　日：令和　0．00．00．

# 経営継承計画シート(2)

第三者継承記入例(従業員)

経営者　継承 太郎　　年齢 60

## 計画1　経営の方向性と継承の方向の確認

事業の方向性(経営ビジョン) ≫ 地域に貢献できる農業経営の継続を目指し、第三者へ段階的に部分継承しながら、8年後を目途に完全継承。

## 計画2　経営の現状確認

●有形資産

| 農地 | 施設 |
|---|---|
| 畑 3.5ha（果樹園） | 農業倉庫 |
| 家畜 | その他 |
| | |

農業機械：トラック1台・軽トラック1台、フォークリフト1台、動力噴霧器3台、選果機1台

●無形資産

| | |
|---|---|
| 経営理念 | 地域貢献できる経営の継続 |
| 権限 | 経営権、代表権、資産名義 |
| 技術 | 高品質栽培のための肥培管理 |
| 販売先 | JA、直売所 |

## 計画3　後継者の選定、育成

□未定
□後継者あり(子、親族等)
　年齢:　　関係:
☑後継者あり(第三者)
　年齢: 35　　関係: 従業員

●後継者(第三者)と継承について話合いを行っているか。
　行っている ・ 行っていない
●後継者が同意しているか
　同意している ・ 同意していない

後継者の育成方針：後継者候補は、子、親族内に不在のため、農作業の習熟度も高く、継承に意欲的な従業員である○○氏に継承したい。

### 事業計画

| 項目 | 現在 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 3,000万円 | → | 2,000万円<br>(1,000万円(継承者分)) | → | → | 1,000万円<br>(2,000万円(継承者分)) | → | → | 3,000万円<br>継承後 | → | 4,000万円 |
| 所得 | 700万円 | | 475万円<br>(225万円(継承者分)) | | | 225万円<br>(475万円(継承者分)) | | | 700万円<br>継承後 | | 900万円 |
| 営業規模 | 温州ミカン<br>3.5ha | | 経営継続分<br>2.5ha<br>(部分継承<br>1ha) | | | 経営継続分<br>1ha<br>(部分継承<br>2.5ha) | | | 経営継承<br>完了<br>3.5ha | | 温州ミカン<br>4.5ha |
| イベント<br>その他 | 家族会議 | | | | | 従業員採用 | | | | | 従業員<br>追加採用 |

### 移譲者(現経営者)

| 項目 | 55歳 | 56歳 | 57歳 | 58歳 | 59歳 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 立場 | 技術指導<br>※経営経費と家計の完全分離 | → | 経営継承覚書の策定<br>部分継承地の貸付 | | | 部分継承地の貸付 | | | 継承地の貸付完了<br>有形資産の売買に向けた価格協議 | 繁忙期の手伝い(労賃受領) | → |

【継承予定者　　年齢(　　)】

### 継承者(後継者あり(　・不在(第三者等)))

| 年齢 | 35歳 | 36歳 | 37歳 | 38歳 | 39歳 | 40歳 | 41歳 | 42歳 | 43歳 | 44歳 | 45歳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 業務内容 | 作業全般 | → | 青年等就農計画の作成・認定<br>部分継承地の生産計画作成 | 確定申告開業届 | → | → | → | → | → | → | → |
| 有形資産継承(賃借、使用賃借、売買) | | | 農業機械は、当面使用貸借(燃料は応分負担)。そのほか、税・保険などの維持経費は、移譲者と継承者間で、その都度協議し決定。<br>農地バンクを通じた部分継承地の借入(賃貸借) | | | 農地バンクを通じた部分継承地の追加借入(賃貸借) | | | 有形資産の継承完了(賃貸借)<br>有形資産の売買に向けた価格協議 → | | |
| 無形資産継承 | | 生産部会、地域会合打ち合わせに同席 | 移譲者から生産計画作成方法を指導 | 経営開始資金の申請・受領<br>出荷名義の追加登録 | → | → | | | | | |

### 関係者

| 周知理解状況 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 妻<br>長男<br>長女 | 家族会議を行い、経営継承の意思がないことの確認、従業員○○氏への継承及び資産の処分方法に関する同意を得る。 | 継承資産の処分方法を確定し、財産分与について具体的な話し合いを行い、方針を確定する。 | | | | | | | | | |

## 計画4　事業及び経営継承に関する資金調達

| | |
|---|---|
| 目的 | 経営開始のリスク軽減(継承者) |
| 金額 | ①165万円/年×3年<br>②補助上限375万円(みかん選果機の更新) |
| 資金調達先 | ①経営開始資金<br>②経営発展支援事業 |
| 借入者 | 継承者(申請者) |
| 返済方法 | 経営発展支援事業の活用は1/4の負担部分は融資を受ける |

## 計画5　税務対策について

青色申告のメリットを活用

## 計画6　関係者への周知

| | |
|---|---|
| 親族 | 家族会議を行い、経営継承の意思がないことの確認、従業員○○氏への継承及び資産の処分方法に関する同意を得る。 |
| 地域 | 第三者継承を円滑に行うため、地域の会合に継承者を同席させ、地域との関係を強化する。 |
| 取引先 | 打ち合わせに継承者を同席させ、関係を構築する。<br>3年目を目途に継承者が主に対応する。JAに出荷する場合は、組合員となって、生産部会に加入する。 |
| 金融機関 | 第三者継承であることを早めに伝え、その後の融資の円滑化を図る。 |
| その他 | 機械の更新は、残存簿価1円になってから行う。支援措置の活用検討 |

# （2）第三者継承の場合

| 期間等 | 項　目 | 内　容 | | 出し手 | 受け手 | 届出等 | 窓口等 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 経営移譲 | (1) 認定新規就農者 | (1) 計画認定申請、給付金申請 | | | ○ | 青年等就農計画<br>青年等就農資金 | 市町村 | |
| 1か月以内 | (2) 事業の廃止・開始 | 事業の | 廃　止 | ○ | | 個人事業の廃止届<br>事業廃止届 | 税務署 | |
| | | | 開　始 | | ○ | 個人事業の開業届 | | |
| | (3) 従業員の労務 | ①労災保険 | 廃　止 | ○ | | 事業終了時<br>保険料申告 | 労働基準監督署 | 50日以内(従業員5人以上は加入義務※1)<br>R8.7.10法改正 |
| | | | 開　始 | | ○ | 保険関係成立 | | |
| | | ②雇用保険 | 廃　止 | ○ | | 事業所廃止 | ハローワーク | 10日以内(従業員5人以上は加入義務) |
| | | | 開　始 | | ○ | 運用事業所設置<br>資格取得 | | |
| | | ③社会保険 | 廃　止 | ○ | | 全喪、資格喪失 | 年金事務所 | 5日以内<br>(引き続き適用を受ける場合でも受け手による新たな手続きが必要) |
| | | | 開　始 | | ○ | 新規適用、資格取得 | | |
| 速やかに | (4) 農地等の権利移動と登記 | ①農地の権利移動 | | ○ | ○ | 農地法3条許可<br>農地中間管理事業 | 農業委員会<br>農業公社 | 農地の売買、賃貸は、農業委員会等に「申請」し、許可を得ることが必要 |
| | | ②所有権移転の場合<br>土地、建物の登記 | | ○ | ○ | 所有権移転登記 | 法務局 | 農地等の一部贈与、生前一括贈与をする場合 |
| | (5) 農業経営に関わる名義変更等 | ①JA | JAへの加入 | | △ | | JA | 正規組合員に加入してもよい |
| | | | JA出資金の取扱い | | △ | | | 加入するのであれば、出資金必要(1口1,000円) |
| | | ②農業者年金 | 受　給 | ○ | | 受給手続き | JA<br>農業委員会 | |
| | | | 加　入 | | ○ | 加入申し込み | | |
| | | ③農業共済、その他 | 共済名義変更 | ○ | | 名義変更届 | 各団体 | |
| | | | 農業共済組合加入 | | ○ | 共済加入申込 | | |
| | | | 補助金、助成金の名義変更 | ○ | ○ | 名義の変更届(各補助金等の要綱による) | | |
| | | | 土地改良区等の名義変更 | ○ | ○ | 土地改良区<br>集落営農組織等 | | |
| | | | 農業経営収入保険 | | △ | 地域の農業共済組合 | | 青色申告を行っている農業者(個人・法人)<br>※1年以上の加入期間必要 |

| 期間等 | 項　目 | 内　容 | 出し手 | 受け手 | 届出等 | 窓口等 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3/15まで | (6) 所得税手続、所得税・消費税申告 | ①受け手の所得税関係手続 | | ○ | 青色申告承認、青色事業専従給与に関する届出 | 税務署 | 青色申告による申請をしようとする年の3/15まで※2 |
| | | ②出し手の所得税申告 | ○ | | 確定申告 | | 譲渡した日の属する年の翌年の3/15まで |
| 3月末まで | | ③出し手の消費税申告 | ○ | | 確定申告 | | 経営移譲日までに係る分を翌年の3/31まで |
| | (7) 交付金の申請 | 交付金の申請 | | ○ | 経営所得安定対策等 | 地域農業再生協議会 | |
| 翌年の3/15まで | (8) 受け手の所得税申告 | 所得税申告 | | ○ | 確定申告 | 税務署 | 翌年の3/15まで |
| 課税対象となったとき | (9) 消費税の手続・申告 | ①課税事業者の手続 | | ○ | 消費税課税事業者届出書 | 税務署 | 事由が生じた場合速やかに |
| | | | | ○ | 簡易課税制度選択届出書 | | 適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで |
| | | ②消費税申告 | | ○ | 確定申告 | | 消費税の課税事業者の場合3/31まで |
| | | 個人版事業承継税制 | ○ | | | 県商工労働部商工振興金融課 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定 |
| | | 相続による土地の権利取得 | | ○ | | 農業委員会 | 相続による土地取得の場合は、農業委員会に「届出」 |

資料：「事業承継の手引き(家族経営版、令和5年度版)」(全国農業協同組合中央会)を基に作成

※1：労働者数5人未満の個人経営においても、労災保険法の改正により2031年(令和13年)までに加入が義務化される。

※2：2か月以内の申請が必要になるのは、1/16以降に経営継承した場合